



答 申 第 585 号
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 24 日付け神市参区第 1447 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

電子申請受付システムを利用した印鑑登録証明書等の証明書の交付請求について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 兵庫県電子申請共同運営システムを利用した、現行の住民票の写しの交付等に加えて、戸籍や印鑑登録証明書等を申請可能とするとともに、クレジットによる決裁の導入により証明書の郵送交付を取扱うことは、申請者の利便性の向上に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

電子申請受付システムを利用した印鑑登録証明書等の証明書の交付請求について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子申請受付システムに追加する情報項目】

(戸籍謄抄本等交付申請書)

1. 必要な証明書の種類と枚数
2. 本籍
3. 筆頭者名・筆頭者の生年月日
4. 証明が必要な対象者の氏名・生年月日
5. 証明書の提出先
6. 証明書の使用目的
7. 直近2週間以内における戸籍届出の届出日・届出先・届出理由
8. 死亡による相続の場合に必要な証明
 - ①出生から死亡まで(対象者名)
 - ②死亡記載のみ(対象者名)
 - ③その他(具体的に)
9. 申請者情報
 - ①郵便番号
 - ②住所
 - ③氏名(フリガナ)
 - ④生年月日
 - ⑤証明が必要な方との続柄
 - ⑥連絡先電話番号
 - ⑦メールアドレス

(印鑑登録証明書交付申請書)

1. 印鑑登録番号
2. 証明書の枚数
3. 申請者情報
 - ①郵便番号
 - ②住所
 - ③氏名(フリガナ)
 - ④生年月日
 - ⑤連絡先電話番号
 - ⑥メールアドレス